# 令和4年度(2022年度)

# 熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会

日 時:令和4年(2022年)11月28日

13:30~

場 所:県庁行政棟本館5階 審議会室

# 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(熊本県消費者教育推進計画)の令和3年度(2021年度)実施結果について
- (2) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(熊本県消費者教育推進計画)の令和4年度(2022年度)事業計画及び実施状況について
- (3) 熊本県食品ロス削減推進計画の進捗状況について
- (4) その他
- 3 閉 会

#### 《配付資料》

- 資料1 令和3年度(2021年度)消費者基本計画個別事業管理表 (第4次基本計画関係)
- 資料2 令和4年度(2022年度)消費者基本計画個別事業管理表 (第4次基本計画関係)
- 資料3 令和3年度(2021年度)熊本県消費生活センターの消費生活相談の概要等
- 資料4 熊本県食品ロス削減推進計画概要
- 資料 5 食品ロス削減に係る実施事業一覧

# 令和4年度(2022年度)

# 熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会 委員及び事務局職員名簿

# 【熊本県消費生活審議会委員】

	氏	名	団体名・職名	備	考
	粟谷	雅之	熊本県公立高等学校長会 (熊本県高等学校教育研究会地歴公民部会長)		
学	川口	惠子	尚絅大学短期大学部(名誉教授)	会長	Ę
識級	小泉	和重	熊本県立大学総合管理学部(教授)	R4.1 御逝:	
経験	原	彰宏	熊本県弁護士会(消費者問題対策委員会委員長)	副会	長
者	藤本	英行	株式会社熊本日日新聞社(編集局編集委員兼論説委員)		
	堀川	丞美	熊本県高等学校教育研究会家庭部会 (熊本県立甲佐高等学校長)		
	植村	米子	熊本県地域婦人会連絡協議会(副会長)		
消费	辻本	英子	NPO活動法人消費者支援ネットくまもと(副理事長)		
費 者	德永	理映	特定非営利活動法人熊本消費者協会(理事)		
	中野	祐子	熊本県生活協同組合連合会(理事)		
事	坂本	浩	熊本県商工会議所連合会(専務理事)		
業	西村	秀美	一般社団法人熊本県銀行協会(事務局次長)		
者	原	悟	熊本県商工会連合会(専務理事)		
行	中尾	孝浩	菊池市(福祉課長)		
政	吉本	裕二	熊本県社会福祉協議会(参与兼地域福祉部長)		

※五十音順

# 【熊本県消費者教育推進地域協議会委員】

	氏	名	団体名・職名	備	考
消	植村	米子	熊本県地域婦人会連絡協議会(副会長)		
費者	中野	祐子	熊本県生活協同組合連合会(理事)		
団	辻本	英子	NPO活動法人消費者支援ネットくまもと(副理事長)		
体	德永	理映	特定非営利活動法人熊本消費者協会(理事)		
事業	- 1 双本 清 1 熊本崇尚上太豫川建立太(吳代廷事)				
者団	西村	秀美	一般社団法人熊本県銀行協会(事務局次長)		
体	原	悟	熊本県商工会連合会(専務理事)		
	粟谷	雅之	熊本県公立高等学校長会 (熊本県高等学校教育研究会地歴公民部会長)		
教育	川口	惠子	尚絅大学短期大学部(名誉教授)	会長	V
関係	小泉	和重	熊本県立大学総合管理学部(教授)	R4.1 御逝	
I/K	堀川	丞美	熊本県高等学校教育研究会家庭部会 (熊本県立甲佐高等学校長)		
そ	中尾	孝浩	菊池市(福祉課長)		
の他	原	彰宏	熊本県弁護士会(消費者問題対策委員会委員長)	副会	長
関係	藤本	英行	株式会社熊本日日新聞社(編集局編集委員兼論説委員)		
者	吉本	裕二	熊本県社会福祉協議会(参与兼地域福祉部長)		

※五十音順

# 【事務局職員】

氏 名	職名	備考
永江 昌二	県民生活局長	
福永 公彦	消費生活課長	
中山 昭徳	消費生活課 課長補佐	
木村 正臣	消費生活課 課長補佐	企画推進班
梅山 美紀	消費生活課 主幹	消費者支援班
友田 京子	消費生活課 主幹	企画推進班

# 〇熊本県消費生活条例(抜粋)

#### (消費者基本計画)

- 第10条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本 的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方針その他消費者施策の計画的な 推進を図るために必要な事項を定めるものとする。
- 3 県は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、熊本県消費生活審議会 の意見を聴かなければならない。
- 4 県は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

#### (熊本県消費生活審議会)

- 第47条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させる ため、熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - ー 学識経験のある者
  - 二 消費者を代表する者
  - 三 事業者を代表する者
  - 四 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

# 〇熊本県消費生活条例施行規則(抜粋)

#### (審議会の会長等)

- 第27条 熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集)

第28条 審議会は、知事が招集する。

#### (会議)

- 第29条 審議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

## (庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

# 〇消費者教育の推進に関する法律(抜粋)

#### 第2章 基本方針等

(都道府県消費者教育推進計画等)

- 第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方 針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育 の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「市 町村消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画 を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他 の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場 合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都 道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければな らない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画 を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施 策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある と認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更す るものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進 計画の変更について準用する。

#### 第4章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進地域協議会)

- 第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を 推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活セン ターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地 域協議会を組織するよう努めなければならない。
- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的か つ効果的 な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行う こと。
  - 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画 を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画 又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

#### 〇熊本県消費者教育推進地域協議会設置要項(抜粋)

(目 的)

第2条 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号。以下「法」という。) 第20条第1項の規定に基づき、県における消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に 推進することを目的とする。

#### (協議事項)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 熊本県消費者教育推進計画の策定及び変更に関する事項。
  - (2) 消費者教育を推進するために必要な情報及び調整に関する事項。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、消費者教育を推進するために必要な事項。

#### (組 織)

- 第4条 協議会は、消費者及び消費者団体、事業者及び事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の関係機関で構成する。
- 2 協議会は、委員15人以内で組織し、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (協議会の会長等)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 会長は、協議会を招集し、主宰する。
- 2 会長は、必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

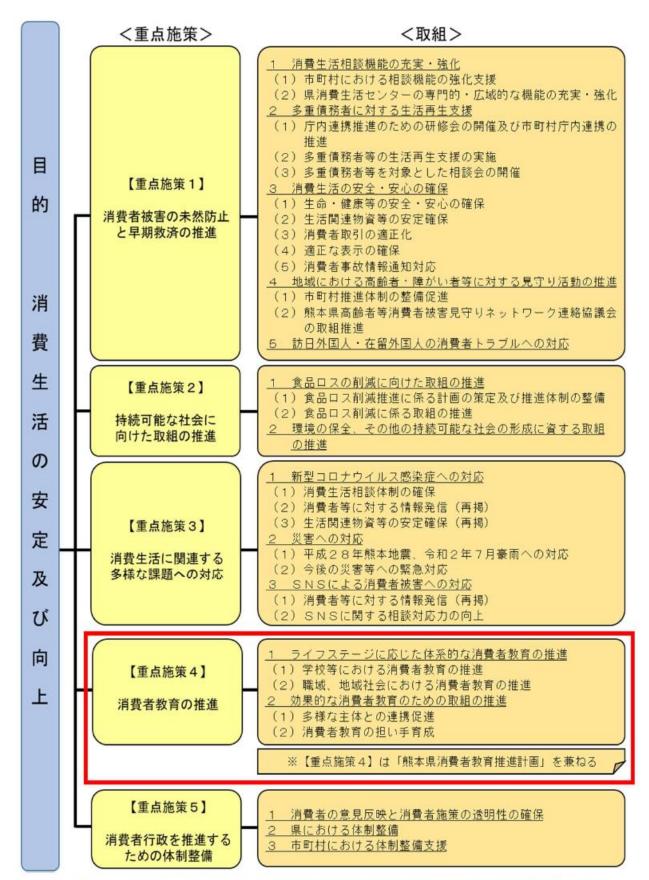
#### (事務局)

第8条 協議会の事務局を、熊本県環境生活部県民生活局消費生活課に置く。

#### (雑 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

# 〇第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画・施策体系



※ 重点施策4は「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づく「熊本県消費者 教育推進計画」として策定しています。

# 議題

# (1) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県 消費者教育推進計画の令和3年度(2021年度)実施結果につ いて

# 【令和3年度(2021年度)の実施結果概要】

第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(以下「消費者基本計画」)に掲げた各施策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた事業を縮小、中止等をせざるを得なかった影響があり、目標を下回ったものが多かった。

# 重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

#### 【取組1】 消費生活相談機能の充実・強化

県内市町村の広域連携については、平成28年(2016年)6月時点の5地域23市町村から、令和3年(2021年)4月時点では9地域33市町村へと着実に進んでおり、市町村の担当職員や消費生活相談員に対しては、定期的に研修を実施するとともに、市町村からの経由相談に対応した。

また、県消費生活センターが本県におけるセンター・オブ・センターズとしての役割を果たせるように、県の相談機能の強化を進めた。

悪質事例等について、市町村と双方向の情報共有を図るとともに、相談情報を分析し、 市町村に情報提供した。

#### 【取組2】多重債務者に対する生活再生支援

多重債務者対策としては、多重債務者対策協議会における協議を通して関係機関が連携して各種事業を実施している。例年実施している「お金の悩み無料相談会」においては、関係行政機関、弁護士、司法書士、臨床心理士、多重債務者救済関係団体等、多様な専門機関が一堂に会し、各々の専門的立場から支援を行っている。

また、県では、債務整理から生活再生支援までの一貫した支援を特徴とする「消費者自立のための生活再生総合支援事業」を「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託して実施しており、令和3年度(2021年度)の実績は、新規面談件数949件、貸付件数26件、貸付総額972万円となっている

#### 【取組3】消費生活の安全・安心の確保

適格消費者団体に委託し、差止請求訴訟等の周知を図るための説明会を開催した。また、食に関する適正な表示を確保するため巡回調査、指導を強化した。

不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止

法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、行政指導を実施した。

[R3実績] 特定商取引法(口頭指導4件) 景品表示法 (口頭指導7件)

### 【取組4】地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

高齢者・障がい者等の見守り活動を推進するため、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を実施するとともに、市町村単位での消費者安全確保地域協議会設置を支援した。

## 【取組5】訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンター、国民生活センター等関係機関と連携体制を構築した。

# 重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進

## 【取組1】 食品ロスの削減に向けた取組の推進

熊本県における食品ロスの現状と課題から、消費者等の意識改革・行動変容推進、発生抑制及び有効活用の取組推進、県民運動の機運醸成という3つの方向性により、「つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス!」を目指す姿として、令和4年3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定した。

#### 【取組2】環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、エシカル消費についての教材を作成 し、県ホームページで公開した。

#### |重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応

#### 【取組1】新型コロナウイルス感染症への対応

感染症のリスクレベルに応じた体制を取るなど、県民からの相談に対応できるよう消費生活相談体制の維持・継続に努めた。

また、コロナ禍に伴うインターネットを介した消費活動による悪質な事例が発生した場合は、消費者の冷静な対応や消費者被害防止を推進するため、プレスリリースや県の広報媒体を活用し、悪質商法等への注意喚起を実施した。

#### 【取組2】災害への対応

熊本地震に伴う消費者トラブル等に対応するため、多重債務問題対策も含めた「お金の悩み無料相談会」を実施した。

また、「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託して実施している「消費者自立のための生活再生総合支援事業」においても、被災者の生活再生に向けた家計診断や生活指導、特別利息によるセーフティネット貸付を行うなど、消費生活の面からの再生に向けた支援を実施した。

### 【取組3】SNSによる消費者被害への対応

急速に変化するSNSによる被害に対応するため、国民生活センター主催の研修に参加し、県・市町村消費生活相談員、行政職員のスキルアップを図った。

# 重点施策4 消費者教育の推進

#### 【取組1】ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

#### 1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

高等学校では全校、家庭科、公民科、商業科等で消費者に関する問題や契約に関する 考え方、消費者の権利などの指導を実施。

義務教育では、各教科等指導主事等研修会社会部会において、消費者教育の推進や出 前講座に関する資料等の提供を実施。

特別支援学校においても全校、生活、職業・家庭などで消費者教育を実施。

また、令和4年度(2022年度)の成年年齢引き下げに伴い、学校教育と連携した消費者教育をより推進するため、令和元年度(2019年度)に配置した消費者教育コーディネーターを活用し、学校現場のニーズ等の聴取を行った。また、平成29年度(2017年度)に開始した「高校生等のための消費生活講座」を金融広報委員会とも連携し、8校、10講座(受講者1,113人)実施した。

#### 【取組2】効果的な消費者教育のための取組の推進

消費者団体と共催で消費生活講演会を開催し、消費者に広く消費者問題についての情報提供を行った。(参加者 41 人)

また、県では適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとに委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施した。(熊本県立大学:受講者 12 名、尚絅大学短期大学部:受講者 61 名)

# 重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

#### 【取組1】消費者の意見の反映と消費者施策の透明性の確保

消費者基本計画の推進状況を消費生活審議会へ報告し、意見を求めるとともに、その

意見を踏まえ次年度の具体的施策等に反映する。

また、消費者問題は県民にとって身近な問題であることから、毎年度、計画の実施状況について県のホームページ等で公表する。

# 【取組2】県における体制整備

県消費生活センターは、センター・オブ・センターズとしての役割を果たすとともに、 法執行においても、各種法令に基づく適切な執行を図った。

## 【取組3】市町村における体制整備支援

どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制の維持・拡充のため、市町村消費者行政の支援を行った。

# 重点プロジェクトの目標 (KPI) 達成状況

# 重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

# (1) 消費生活相談機能の充実・強化

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和 7 年度)
県及び市町村の消費生活相談員の	79%	92%	100%
研修参加率		未達成	(毎年度)

# (2) 多重債務者に対する生活再生支援

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
他部局(徴収部門等)から消費生活 部局への情報提供・共同対応を実施 した(する)市町村数	27 市町 (60%)	21 市町村(46.7%) 未達成	45 市町村 (100%)

# (3) 地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
消費者安全確保地域協議会の 設置市町村の県内人口カバー率	7 %	12% 未達成	50%以上

# 重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進

## (1) 食品ロス削減に係る取組の推進

成果指標	計画策定時 (令和3年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
食品ロス削減に取り組んでいない消 費者の割合	19.8%	19. 8% —	10%以下

# 重点施策4 消費者教育の推進

## (1) 学校等における消費者教育の推進

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
高校生等を対象とした 消費生活出前講座実施校数	29 校/年	8 校/年 未達成	40 校以上/年

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
消費者教育教材「社会への扉」等を	78 校	98 校 (80. 3%)	122 校
活用した消費者教育実施校数	(71%)	未達成	(100%)

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
大学等における被害情報の	47 校	68 校 (100%)	68 校
学内掲示等実施校数	(70%)	達成	(100%)

# (2) 職域、地域社会における消費者教育の推進

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
講習等(出前講座を含む)の	31 市町村	22 市町村 (49%)	45 市町村
実施市町村数	(69%)	未達成	(100%)

# 重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

# (1) 県・市町村における体制整備支援

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3 実績値	目標値 (令和7年度)
県及び市町村の消費生活相談員の 資格保有率	74%	82% 未達成	83%以上

# ○ 令和3年度(2021年度)実施結果【重点施策と取組み】

# 重点施策 1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

【取組1】 消費生活相談機能の充実・強化

- (1) 市町村における相談機能の強化支援
  - ・新アクションプランの進捗管理及び実施支援

近年、地方消費者行政強化交付金が大幅に削減されるなど、国の交付金の減額が進んでおり、今後も厳しい状況となることが想定されることから、1月に全市町村に対し新アクションプランの見直しを実施。

#### ・交付金見直し後の市町村相談体制の確保

県内市町村の広域連携については、平成28年(2016年)6月時点では5地域23市町村だったのに対し、令和4年(2022年)4月時点では9地域33市町村となった。

・市町村における機能強化の支援

### 〔消費生活相談員の育成指導〕

市町村の消費生活相談窓口担当者等の相談窓口対応業務の基本的知識習得などを目的に、県への受入研修を実施。

県・市町村相談窓口担当職員の相互の情報交換、レベルアップを図るため、相談員 連絡会議を開催。

高度の専門性又は広域的見地を必要とする苦情処理について、市町村からの経由相談に対応。(49件)

弁護士会との勉強会を開催。(年間3回(うち1回はICT活用))

#### 〔市町村担当職員の能力向上〕

市町村の消費生活部局の担当者を中心とした消費者行政・相談窓口業務に関する研修会(5月にオンラインと対面の併用)や、県関係課、県内市町村等及び公共料金等を取り扱う各種民間企業を対象に、庁内連携体制構築の意義や事例等を紹介する生活再生支援対策研修会(11月15日開催:46団体127名参加)を実施。

#### 市町村における庁内連携の推進支援

市町村の庁内連携推進に向け、その実施状況について定期的に把握し、必要に応じ 県、市町村の実施する研修会への講師派遣や情報提供等を実施。

#### 《参考》

・多重債務者対策等の庁内連携体制を構築している市町村 45 市町村

#### (2) 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化

・消費生活相談員のレベルアップ

国民生活センター等が開催する研修に相談員を派遣する(18 講座 20 人参加※オンライン配信を含む)とともに、内部研修を開催。(12 回)

#### ・消費生活相談事例の検討

解決困難事例等について、相談員と弁護士との勉強会を開催。(計4回) また、ICTを活用した市町村支援事業を実施。(延べ39団体、70人参加)

#### ・次世代消費生活相談員の育成

次の世代を担う消費生活相談員を養成するため、熊本消費者協会に委託し、資格取得支援講座を実施。(7月から10月、全4回、5人参加)

## 緊急な消費者被害情報等の提供

消費者被害の未然防止のため、悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、県ホームページに掲載するとともに、報道機関、市町村等への情報提供を実施。(消費者トラブル注意報8回)

#### ・紛争処理体制の整備充実

高度な法律知識、相談対応が必要な相談があった場合、顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを活用しての、相談事案への対応。

# 《参考》

・あっせん率:11.0%(497件/4,533件)

・顧問弁護士:10回

専門相談アドバイザー:月6回(3時間/日)(72日、216時間)

#### 消費生活広報事業の実施

県の広報ラジオ番組にて、悪質商法への注意喚起を実施。

## (3)消費者等に対する情報提供

### 消費者月間での情報提供

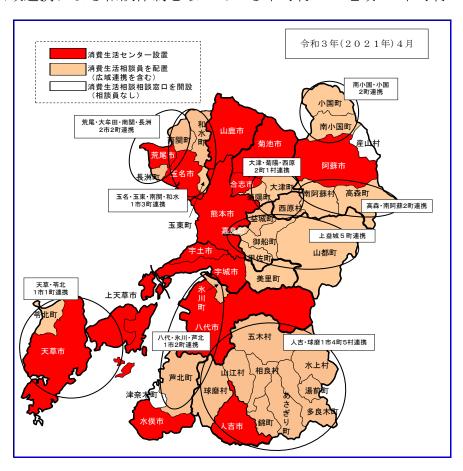
消費者月間では、県庁地下展示スペースでのパネル展、消費者相談概要等の記者発表(5月31日)、県内一斉消費者トラブル相談の日(5月31日)等を実施。

#### 生活情報の提供

県民の消費生活の安定や向上に資するため、県のホームページ等を活用して県民に生活情報等を提供した。「熊日Q&A」に23回記事を掲載し、県民に生活情報等の提供を実施。

# 《参考》

- ・市町村における消費生活相談件数 10,477件
- ・消費生活相談員を配置している市町村 43 市町村
- ・広域連携による相談体制を取っている市町村 9地域33市町村



・新規消費生活相談件数の推移



#### 【取組2】多重債務者に対する生活再生支援

#### 多重債務者対策協議会等の開催

専門部会(5月オンライン、2月オンライン・対面)及び協議会(6月)を開催し、 多重債務問題に係る関係機関及び団体が密接に連携して、無料相談会等の各種事業を 実施。

# ・生活再生支援対策研修会の開催

県関係課、県内市町村等及び公共料金等を取り扱う各種民間企業を対象に、庁内連携体制構築の意義や事例等を紹介する生活再生支援対策研修会(11月15日開催:46団体127名参加)を実施。

## ・お金の悩み無料相談会の開催

消費生活相談の中でも比較的深刻な多重債務者問題に対し、関係行政機関、弁護士、司法書士、臨床心理士、多重債務者救済関係団体等が参加して実施。

## 《参考》

#### お金の悩み相談会実績

(件)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	計
件数	22	33	16	6	10	87
会場	熊本市 八代市 合志市	熊本市 八代市 嘉島町	熊本市 八代市 南阿蘇村	熊本市 人吉市	熊本市 八代市	延べ 13会場

#### 熊本県多重債務者無料法律相談会の開催

毎週、水曜日の午後に県消費生活センターにおいて、県弁護士会、県司法書士会の 会員により実施。

## 《参考》

## 熊本県多重債務者無料法律相談実績

(件)

年度	H29	Н30	R1	R2	R3	計
件数	110	95	53	71	71	400

#### 消費者自立のための生活再生総合支援事業の実施

グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託し、債務整理から生活再生までの 一貫した支援として、家計診断、生活支援や一時不足の生活資金の貸付を実施。

#### 《参考》

#### 消費者自立のための生活再生総合支援事業実績

#### 1 新規面談件数

年度	H29	Н30	R1	R2	R3	計
件数	771	805	586	1,019	949	4, 130

#### 2 貸付件数

年度	H29	Н30	R1	R2	R3	計
件数	50	69	60	31	26	236
(うち地震関連)	(42)	(38)	(32)	(1)	(0)	(113)
(うちコロナ関連)				(1)	(0)	(1)

#### 3 貸付総額

単位:万円

	19 1					
年度	H29	Н30	R1	R2	R3	計
金額	1, 791	2, 168	1,854	972	972	7, 757
(うち地震関連)	(1, 343)	(1, 291)	(1,012)	(51)	(0)	(3,697)
(うちコロナ関連)				(15)	(0)	(15)

# ・熊本県生活困窮者自立支援プランの実施

家計の安定を図り、生活困窮からの自立を支援するため、県と希望する7市による 共同実施等により、県内全市町村を事業対象地域として家計相談等の事業を実施。(相 談件数1,023件)

#### 【取組3】消費生活の安全・安心の確保

- (1) 生命・健康等の安全・安心の確保
  - ・商品等の安全・安心の確保

消費生活製品の安全確保のため啓発活動を行った。

・食の安全・安心の確保

県産農産物の安全性確保のため、生産段階の県産主要農林水産物 41 検体について、 約 400 種類の農薬等の検査を実施。

また、食の安全・安心のため、監視指導計画に基づき施設の監視指導 (10,957件) 及び食品衛生指導員による巡回指導 (12,059件) や畜水産物食品 (57 検体)の検査、 食の安全 110番 (325件)、食品表示ウォッチャー活動 (363名) などを実施。

・サービス事業における安全・安心の確保

理容所、美容所、クリーニング所などの衛生水準の維持向上を図るための監視指導 (自主点検 854 件、立入検査 758 件) や、美容医療サービスによる健康被害等の相談 対応などを実施。

#### (2) 生活関連物資等の安定確保

令和3年度は災害がなかったため実績なし。

#### (3)消費者取引の適正化

#### 消費生活関係法令等に基づく行政処分等の実施

不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、行政処分及び行政指導を実施。

#### 《参考》

### ・関係法令に基づく指導等の実績

所 管 法 律 名		H29	H30	R1	R2	R3	計
特定商取引法	文書指導	5 件	1 件	0 件	0 件	0 件	6 件
	口頭指導	1 件	10 件	2 件	2 件	4 件	19 件
景品表示法	文書指導	0 件	0 件	2 件	1 件	0 件	3 件
	口頭指導	6 件	7 件	7 件	10 件	7 件	37 件
貸金業法	文書指導	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
	口頭指導	1 件	4 件	3 件	0 件	0 件	8 件
指 導 件 数 計		14 件	22 件	14 件	13 件	11 件	74 件
※貸金業法に基づく法定立入検査		(6件)	(7件)	(6件)	(0件)	(0件)	(19件)

#### 差止請求制度等に係る説明会の開催

適格消費者団体に委託し、消費生活相談員や市町村担当部局職員に対し差止請求訴訟(不特定多数の消費者の利益のために、事業者の不当な行為に対し、訴訟の提起が可能)等の周知を図るため、説明会を開催。(12月2日29人参加、12月4日15人参加)

#### (4) 適正な表示の確保

#### 適正な表示を確保するための行政指導、立入検査等の実施

不当な表示から消費者の利益を守るため、景品表示法等に基づき、行政指導や立入 検査、消費者・事業者に対する啓発活動を実施。

## ・食に関する適正な表示を確保するための行政指導等の実施

食品の行き過ぎた広告等の是正のための講習会などや、食品の適正表示を推進するための巡回調査・指導(369件)等を実施。

#### 計量法に係る適正な使用の確保

計量法で指定された特定計量器のうち、特に生活の安心に関係の深い水道メーター やガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター等の適正な使用について、事業 所の調査や立入検査を実施。(特定計量器 106 件)

#### (5)消費者事故情報通知対応

消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、消費者被害の拡大防止のため、消費者庁へ情報を提供。(2件)

# 【取組4】地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

- (1) 市町村推進体制の整備促進
  - ・市町村における見守りネットワーク体制構築の支援

市町村に、他県市町村等の高齢者等の見守りネットワークの取組状況等に関する情報提供を実施。

また、市町村の高齢者等の見守りネットワークの取組状況を確認するため調査を実施し、市町村における課題や要望などを抽出。

#### (2) 熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進

市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援

県内の高齢者等の消費者被害の未然防止と早期救済を図るとともに、市町村における見守り活動を促進するため、平成31年(2019年)2月20日に「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」を設立。

また、新たに1市が次年度の4月1日から消費者安全確保地域協議会を設立することとなった。(令和3年度末の県内の設立数の合計は1県4市。)

### 《参考》

・高齢者等の見守りネットワーク体制を構築している市町村 41 市町村

## 【取組5】訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンターでの対応に加え、必要に応じて国民生活センター等関係機関と連携して対応する。(R3は相談実績なし)

# 重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進

# 【取組1】 食品ロスの削減に向けた取組の推進

#### (1) 食品ロス削減推進に係る計画の策定及び推進体制の整備

食品ロス削減推進法では、都道府県は計画策定に努めなければならないと規定されており、これに基づき、本県では令和4年(2022年)3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定した。

計画策定にあたっては、現状を把握するため、本県の食品ロス発生量を推計するとともに、2021年県民アンケートで県民の意識を調査し、県内250事業者にアンケートを実施することで事業者の意識調査を行った。

その結果、本県の食品ロス発生量年間推計は、52,928 トンで、そのうち、32,351 トンが家庭系食品ロス、20,577 トンが事業系食品ロスであった。これを県民一人当たりに換算すると、年間約 30.1kg となり、一人 1 日当たりでは 83g であった。

### 《参考》

### 食品ロス発生量

令和3年度(2021 年度) [平成 30 年度(2018 年度)推計]							
食品ロス発生量 発生量(トン) うち家庭系 うち事業系							
全国	6,000,000	2,760,000 (46.0%)	3,240,000 (54.0%)				
国民一人1日当たり	<b>130</b> g/(人•日)	<b>60</b> g/(人•日)	<b>70</b> g/(人•日)				
熊本県	52,928	32,351 (61.1%)	20,577 (38.9%)				
県民一人1日当たり	83 g/(人·日)	51 g/(人·日)	<b>32</b> g/(人・日)				

#### 《参考》

- 「食品ロス削減に関する事業者アンケート調査」概要
  - 1 実施調査名:食品ロス削減に関する事業者アンケート調査
  - 2 目 的:熊本県食品ロス削減推進計画策定のため、食品ロス削減に係る事業者の

意識調査を実施し、施策検討の参考とする。

- 3 調査設計
- (1) 調査時期 : 令和3年(2021年)6月1日(火)~6月30日(水)
- (2)調査対象者:県内の食品製造業、飲料製造業、飲料品卸売業、飲料品小売業、宿泊

業、飲食店250社(無作為抽出、郵送、電子申請

サービス)

(3) 回収結果 : 有効回答者数 119名 (うち 郵送 105名、電子申請 14名)

回収率 47.6%

また、生産、販売、消費等の各段階の見識を有する県内の学識経験者及び民間事業者により構成する有識者会議(委員8人)に意見を求めるとともに、庁内関係課等と連携しながら総合的に計画を推進するよう体制を整備した。

### 《参考》

・熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議 委員

会 長 川口 惠子 尚絅大学短期大学部 名誉教授

委員藤川修朗 熊本県農業協同組合中央会農政・営農支援センター所長

委 員 山戸 健 熊本ネクストソサエティ株式会社 代表取締役社長

委員 溝辺 憲治 イオン九州株式会社経営戦略本部

熊本県・鹿児島県エリア担当部長

委 員 中野 祐子 熊本県生活協同組合連合会 理事

委 員 田中 三恵子 熊本県消費者団体連絡協議会 代表

委 員 藤井 宥貴子 社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会会長

委 員 近藤 隆広 玉名市くらしサポート課 課長補佐兼生活支援係長

県食品ロス削減推進計画では、国の2つの目標「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」、「食品ロス発生量を家庭系、事業系ともに令和12年(2030年)までに平成12年(2000年)比で半減させる」を踏まえ、県の現状と課題から県の目標を設置することとした。

県の現状として、実施した 2021 年県民アンケートでは、「食品ロス削減を意識して行っている」割合は 80.2%と、すでに国の目標を超えている。また、前述のとおり食品ロス発生量は、52,928 トンで、県民一人当たり年間約 30.1kg であり、国の現状値 600 万トン、国民一人当たり年間約 47kg と比べると少ないという結果だった。

その結果を受けて、ひとりでも削減に取り組まない人を減らすこととし、「食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を 10%以下にする」、国が目標とするのと同率の削減率を目標とし、「食品ロス発生量を計画期間内(4年間)に、3,176 トン( $\triangle$ 6%)削減する」という 2 つの目標を設定した。

県食品ロス削減推進計画は令和4年3月に策定されたため、昨年度の本審議会開催時には策定途中であり、本計画のKPIの設定は、県食品ロス削減推進計画と同じ目標値で設定することで了承されている。

そこで、毎年県民アンケートで調査を実施すること、及び消費者教育に絡めた大きな目標であるため、県民運動として盛り上げるような視点が必要という昨年度審議会の委員意見から、「食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を 10%以下にする」をKPIとして設定する。

### 【成果指標】

・食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合

成果指標	計画策定時 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
食品ロス削減に取り組んでいない 消費者の割合	19.8%	10%以下

そして、県民一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識し、この問題を「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず具体的な「行動」に移すことが必要とし、消費者、事業者、関係団体等が食品ロス削減という目標を共有し、それぞれの立場を理解・協力しつつ、それぞれの責任において県民運動として取り組むことを目指す。

# 《参考》

- ・熊本県食品ロス削減推進計画
- 1 目指す姿

# つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス!

- 2 取組みの方向性
  - (1)消費者等の意識改革・行動変容推進
  - (2)発生抑制及び有効活用の取組推進
  - (3)県民運動の機運醸成
- 3 計画の目標
  - ・食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を10%以下にする
  - ・食品ロス発生量を計画期間内(4年間)に、3,176 トン(▲6%)削減 県民一人当たりの食品ロス発生量を1日5g削減する



# (2) 食品ロス削減に係る取組の推進

県は、3つの方向性により本県の目指す姿を実現するため、食品ロスの発生抑制に 重点をおき具体的施策に取り組む。同時に、消費者や事業者等各主体がそれぞれの役 割と取組みを理解し削減に取り組めるよう連携を推進し、県民運動の機運を醸成し、 着実な食品ロス削減につなげる。

消費者が食品ロスの意義を理解し、日常生活ですぐ取り組める4つの行動を、食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進する。

### 《参考》

・食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』

県では、消費者等の行動変容につながる4つの行動を、食品ロス削減 アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進します。

# [行動1] 買い物時の「てまえどり」行動の推進

購入してすぐ食べる商品を商品棚の手前から積極的に選ぶ取組

#### [行動2] 外食時の「食べきり運動」の推進

県民、食べきり協力店、県が協力して、宴会等での食べきりを目指す 取組

## [行動3] 事業者参加の「フードドライブ」活動の推進

県内企業に呼びかけ、社員の家庭で余っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組

## 「行動4]消費者の意識を活かす「食ロスチェック」の実施

消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の情報を消費者や事業者へフィードバックする取組

### 《参考》 食品ロス削減ロゴ



参考までに、令和4年度の取組みとしては、10月の食品ロス削減月間を中心に、「てまえどり」や「食べきり運動」を新聞、テレビ等の媒体で県民に呼び掛けたり、10月初旬には、生活協同組合くまもとと連携して、県内の事業所を募集したフードドライブを実施し、子ども食堂に寄付する取り組みを実施し、今後モニターを募集した食ロスチェックを実施予定である。

# 【取組2】 環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、エシカル消費についての教材を作成し、県ホームページで公開した。

また、県食品ロス削減推進計画の策定に伴い、令和4年度から食品ロス削減に係る 出前講座を開設し、応募があった県内高等学校、農協や生活協同組合等を対象に、S DGsを始めとして持続可能な社会の形成に向けた取組みに係る消費者教育を実施し ている。

# |重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応|

## 【取組1】 新型コロナウイルス感染症への対応

市町村における機能強化の支援(再掲)

#### [消費生活相談員の育成指導]

市町村の消費生活相談窓口担当者等の相談窓口対応業務の基本的知識習得などを目的に、県への受入研修を実施。

県・市町村相談窓口担当職員の相互の情報交換、レベルアップを図るため、相談員 連絡会議を開催。

高度の専門性又は広域的見地を必要とする苦情処理について、市町村からの経由相談に対応。(49件)

弁護士会との勉強会を開催。(年間3回(うち1回はICT活用))

#### [市町村担当職員の能力向上]

市町村の消費生活部局の担当者を中心とした消費者行政・相談窓口業務に関する研修会(5月にオンラインと対面の併用)や、県関係課、県内市町村等及び公共料金等を取り扱う各種民間企業を対象に、庁内連携体制構築の意義や事例等を紹介する生活再生支援対策研修会(11月15日開催:46団体127名参加)を実施。

#### 緊急な消費者被害情報等の提供(再掲)

消費者被害の未然防止のため、悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、県ホームページに掲載するとともに、報道機関、市町村等への情報提供を実施。(消費者トラブル注意報8回)

#### ・市町村における見守りネットワーク体制構築の支援(再掲)

市町村に、他県市町村等の高齢者等の見守りネットワークの取組状況等に関する情報提供を実施。

また、市町村の高齢者等の見守りネットワークの取組状況を確認するため調査を実施し、市町村における課題や要望などを抽出。

## 【取組2】 災害への対応

#### ・被災者を対象とした法律相談会等の実施

熊本地震に伴う消費者トラブルや経済的な問題に対応するため、多重債務の問題も 含めたお金の悩み無料相談会を実施。

### 被災者の生活再生支援の実施

グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託し、被災者の生活再生に向けた家計診 断や生活指導、セーフティネット貸付を行うことにより、消費生活の面からの再生に 向けた支援を実施。(地震関連:相談 0 件、貸付 0 件)

#### ・地域支え合いセンターへの情報提供の実施

地域支え合いセンターへ、消費生活相談窓口の周知等や消費生活に関する情報提供 を実施。(18回)

#### 【取組3】 SNSによる消費者被害への対応

消費生活相談員のスキルアップと市町村とのスキルの共有

国民生活センター主催研修への参加、市町村消費生活行政職員・相談員研修会において相談概要の説明を実施。

緊急な消費者被害情報等の提供(再掲)

消費者被害の未然防止のため、悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、県ホームページに掲載するとともに、報道機関、市町村等への情報提供を実施。(消費者トラブル注意報8回)

・市町村における見守りネットワーク体制構築の支援(再掲)

市町村に、他県市町村等の高齢者等の見守りネットワークの取組状況等に関する情報提供を実施。

また、市町村の高齢者等の見守りネットワークの取組状況を確認するため調査を実施し、市町村における課題や要望などを抽出。

# 重点施策4 消費者教育の推進

【取組1】ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

[学校等における消費者教育(高校生以下)の推進]

- (1) 学校における消費者教育の推進
  - ・公立学校における消費者教育の推進

高等学校では全校、家庭科、公民科、商業科等で消費者に関する問題や契約に関する考え方、消費者の権利などの指導を実施。

義務教育では、各教科等指導主事等研修会社会部会において、消費者教育の推進や 出前講座に関する資料等の提供を実施。

特別支援学校においても全校、生活、職業・家庭などで消費者教育を実施。

・私立学校における消費者教育の支援

私立学校には、消費生活啓発講座の周知や消費者トラブル等の情報を提供。

若年者への食の安全に関する学習機会の提供

中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」(3 校)、高校生を対象とした 「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」(5 校)を実施。

#### (2) 外部人材や団体と連携した実践的な消費者教育

高校生等のための消費生活講座の実施

関係各課と連携し、金融・消費生活問題の経験豊富な金融広報アドバイザーを高等 学校等へ無料で派遣し、消費生活講座を実施。(8校10講座)

大学等への消費生活情報の提供

NPO法人消費者支援ネットくまもとに委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」 を実施。(熊本県立大学:受講者12名、尚絅大学短期大学部:受講者61名)

## 《参考》

消費生活講座の実績

	県立高等学校		市立高等学校		私立高等学校	高等専門学校
		(うち、特別支援学校)		(うち、特別支援学校)		
実施校数	5	3	0	0	2	1

#### 【成果指標】

・消費生活に関する出前講座の実施市町村数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
目標数値	24	31	38	45	45	45	45
現状値	33	33	37	32	31	24	22

### 〔職域、地域社会における消費者教育の推進〕

- (1) 若者に対する消費者教育の推進
  - 消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業

金融広報委員会と連携して、市町村、老人会、事業所、高校・大学等に講師を派遣 し、「地域における消費生活啓発講座」を実施。(回数:7回、受講者:156名)

## (2) 成人一般に対する消費者教育の推進

環境の保全に配慮した消費者教育の推進

動く環境教室では、各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を40回(1,878人参加)開催。

エコロジスト・リーダー養成講座では、環境保全のリーダー的人材を育成するため の講座を実施。(修了19名)

エコロジスト・リーダー派遣では、エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ 村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を 12 回実施。

・防犯講習会等の実施

電話でお金詐欺、悪質商法等の被害防止のため、その手口や対処法に関する講話(132回)や情報発信(357回)、インターネットの安全な利用方法等のサイバー犯罪被害防止講話(197回)などを実施。

・消費者意識の向上に向けた支援

複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、県民を対象に消費者意 識向上を目的とした講座を実施。(15 講座のうち 5 講座を動画配信、視聴回数約 908 回)

## (3) 高齢者・障がい者・在熊外国人に対する消費者教育の推進

消費者被害に関する情報提供

高齢者等の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワー

ク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報を提供。(情報提供回数 18 回)

# 【取組2】効果的な消費者教育のための取組の推進 〔多様な主体との連携促進〕

#### ・熊本県消費者大会等の開催

消費者団体と共催で、消費者生活講演会を開催(1回)。消費生活に関する情報を 提供することで、消費者意識の向上を図った。

消費者団体と連携し、消費者月間における街頭キャンペーンの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。

消費者月間における県下一斉消費者トラブル相談の日(5月31日)等を開催すると ともに、各消費者団体の主催事業の広報、情報提供、参加等の支援を実施。

## 消費者団体の自主的活動の支援

各消費者団体等の活動支援のため、メールやチラシによる消費者被害に関する情報 を随時提供。

#### 大学等への消費生活情報の提供(再掲)

適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとに委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施。(熊本県立大学:受講者12名、尚絅大学短期大学部:受講者61名)

# • 市町村消費生活推進研修事業

市町村消費者行政担当職員向けの基本的な知識等に関する研修(5月)や、相談員相互の情報交換や基礎力強化を図るための研修(10月)を実施。

### 〔消費者教育の担い手育成〕

# (1、2) 学校・大学等における教職員の指導力の向上

高等学校教員に対する消費者教育の推進

教育課程研究協議会等において、消費者教育に関する情報を提供。

#### ・小中学校教員に対する消費者教育の推進

学習指導要領に基づき、消費生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知。また、消費者教育に関する情報を提供。

## 特別支援学校教員に対する消費者教育の推進

教材「社会への扉」(消費者庁作成)の活用を促進するなど、消費者教育が充実するよう、本教材の動画配信やデジタル教材についての情報を提供。

#### 消費者教育に係る研修事業の実施

児童生徒の情報活用能力の育成を目指し、学校教育活動における効果的なICTの活用や情報安全・情報モラル教育等を推進するため、教職員の講習会を実施。受講後に校内研修会実施により各学校における情報化の推進を図った。

また、家庭科における消費者教育の推進のあり方、SDG s を踏まえた消費者市民

社会の実現について県立学校初任者研修を実施。

小中高の家庭科に関する研修で学習指導要領を踏まえながら、消費者の権利や責任を考えることにつながる研修を実施。

・私立高等学校等経常費助成費補助事業の実施 消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算。

# (3) 職域における担い手の育成

生活再生支援対策研修会の開催(再掲)

県関係課、県内市町村等及び公共料金等を取り扱う各種民間企業を対象に、庁内連携体制構築の意義や事例等を紹介する生活再生支援対策研修会(11月15日開催:46団体127名参加)を実施。

- (4)地域における担い手の育成
  - ・くまもと「親の学び」プログラムトレーナーの消費者意識の向上に向けた支援 全ての保護者に対し、家庭教育の重要性を周知啓発するとともに、親としての学び を深める「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレー

ナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して人材養成研修を開催。

- (5) 高齢者、障がい者、在熊外国人のための担い手の育成
  - ・民生委員・児童委員一般研修会の開催

各広域本部(一部地域振興局)が企画した研修会で、民生委員・児童委員を対象に 実施。(1局は書面開催、12月~3月実施、607名参加)

# 重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

【取組1】消費者の意見反映と消費者施策の透明性の確保

消費者の意見反映

消費者基本計画の推進状況について消費生活審議会へ報告し、意見を求めて、次年度の具体的施策等を検討。

また、多くの県民にとって、消費者問題は関わりが深く身近な問題であることから、 毎年度、計画の実施状況を県のホームページ等で速やかに公表する。

#### 【取組2】県における体制整備

次世代消費生活相談員の育成

消費生活相談員資格取得支援講座を実施。(7月~10月実施、4回)

#### 【取組3】市町村における体制整備支援

・新アクションプランの進捗管理及び実施支援(再掲)

近年、地方消費者行政強化交付金が大幅に削減されるなど、国の交付金の減額が進んでおり、今後も厳しい状況となることが想定されることから、1月に全市町村に対し新アクションプランの見直しを実施。

その他、<br/>
資料 1<br/>
「令和3年度(2021年度)消費者基本計画個別事業管理表(第4次基本計画関係)」のとおり。

# 議題

(2) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(熊本県消費者教育推進計画)の令和4年度(2022年度)事業計画及び実施状況について

# 重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

#### 【取組1】消費生活相談機能の充実・強化

市町村の相談機能の強化を図るとともに、県消費生活センターが本県におけるセンター・オブ・センターズとしての役割を果たせるように、県の相談機能の強化を進める。 悪質事例等について、市町村と双方向の情報共有を図るとともに、相談情報を分析し、 市町村に情報提供する。

また、市町村の消費生活相談員のスキルアップを図るため、研修を実施するほか、市町村からの経由相談に対応する等の支援を実施する。

#### 【取組2】多重債務者に対する生活再生支援

多重債務者対策の円滑な推進を図るため、県多重債務者対策協議会において、その検 討を行い、関係機関及び団体と連携しながら、生活再生支援事業、お金の悩み無料相談 会、生活再生支援対策研修会等を実施する。

#### 【取組3】消費生活の安全・安心の確保

消費生活に関わる商品・サービスの安全、消費者取引の適正化、及び消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために、不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等の各種法令に基づき、行政処分及び行政指導を実施する。

#### 【取組4】地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

高齢者・障がい者等の見守り活動を推進するため、熊本県高齢者等消費者被害見守り ネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を実施するととも に、市町村単位での消費者安全確保地域協議会設置を支援する。

#### 【取組5】訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンターでの対応に加え、必要に応じて国民生活センター等関係機関と連携して対応する。

# 重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進

### 【取組1】食品ロスの削減に向けた取組の推進

消費者教育を通じて食品ロス削減に係る消費者等の意識改革・行動変容を推進するとともに、消費者等の行動変容につながる 4 つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として推進する。

### 【取組2】環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、環境教育や各種情報提供を行うとともに、エシカル消費に係る消費者教育教材を作成し、県ホームページで公開する等、エシカル消費の普及啓発を推進し、持続可能な社会の形成を図る。

# 重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応

## 【取組1】新型コロナウイルス感染症への対応

感染症のリスクレベルに応じた体制を取るなど、県民からの相談に対応できるよう消費生活相談体制の維持・継続に努める。

また、生活関連物資等の買い占めや、高額な転売等の悪質な事例が発生した場合は、 消費者の冷静な対応や消費者被害防止を推進するため、プレスリリースや県の広報媒体 を活用し、正確な情報発信や悪質商法等への注意喚起を実施する。

#### 【取組2】災害への対応

災害発生時には、被災市町村の相談体制支援、被災者の方々の消費生活相談に対応するとともに、必要に応じて無料法律相談会や生活再生のための支援を実施することにより、被災者への消費生活面からの支援を実施する。

#### 【取組3】SNSによる消費者被害への対応

近年増加傾向にあるSNSを要因とする悪質事案に対応するため、県民に対して一早 く周知が必要と判断される案件については、プレスリリースや市町村、熊本県高齢者等 消費者被害見守りネットワーク連絡協議会等と連携した情報提供を行い、注意喚起を実 施する。

# 重点施策4 消費者教育の推進

### 【取組1】ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

消費生活を安心・安全に送るために必要不可欠な知識を身に付け、社会の一員として

適切な行動に結びつける実践的能力の育成のため、学校、地域、職域等の様々な場を活用し、それぞれのライフステージに応じた消費者教育を実施又は支援する。

#### 【取組2】効果的な消費者教育のための取組の推進

消費者の生活状況や行動形態に合わせ、多様な関係者が連携した消費者教育を実施するとともに、消費者教育を担う人材を育成する。

# 重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

### 【取組1】消費者の意見の反映と消費者施策の透明性の確保

消費者基本計画の推進状況を消費生活審議会へ報告し、意見を求めるとともに、その 意見を踏まえ次年度の具体的施策等に反映する。

また、消費者問題は県民にとって身近な問題であることから、毎年度、計画の実施状況について県のホームページ等で公表する。

### 【取組2】県における体制整備

県消費生活センターは、センター・オブ・センターズとしての役割を果たすとともに、 法執行においても、各種法令に基づく適切な執行を図る。

#### 【取組3】市町村における体制整備支援

どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制の維持・拡充のため、市町村消費者行政を引き続き支援する。

その他の事業計画については、<br/>
資料2<br/>
「令和4年度(2022年度)消費者基本計画個別事業管理表(第4次基本計画関係)」のとおり。

# 議題

# (3) 熊本県食品ロス削減推進計画の進捗状況について

熊本県では、庁内関係各課により食品ロス削減に取り組んできたが、令和4年3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定することで、目標達成を目指して、連携して「消費者等の意識改革・行動変容推進」、「発生抑制及び有効活用の取組推進」、「県民運動の機運醸成取組み」を推進していく。

# 【令和3年度(2021年度)の実施結果及び令和4年度(2022年度) の事業計画及び実施状況】

# 方向性 1 消費者等の意識改革・行動変容推進

# 【取組】食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報の実施 等

令和3年度(2021年度)は、主催するイベント等でチラシを配布する等食品ロス削減対策に係る周知広報を行った。特に、10月の食品ロス削減月間には、県政テレビやラジオ広報、県立図書館に食品ロス削減や食の安全や大切さについての展示をする等周知啓発を実施した。

令和4年度(2022年度)は、消費者教育コーディネーターによる消費者教育を通じて食品ロス削減に係る消費者等の意識改革・行動変容を推進するとともに、主催するイベント等でのチラシ配布実施や、食品ロス削減月間(10月)を中心に新聞、テレビ、フリーペーパー等で広く周知啓発を実施する。

# 方向性2 発生抑制及び有効活用の取組推進

## 【取組】事業者等と連携した食品ロス発生抑制等に関する施策の推進

令和3年度(2021年度)は、事業者に向けて、てまえどりや食べきり運動の周知に努めるとともに、農林水産の普及活動において、生産者に対して規格外品の発生防止の指導など食品ロス削減に向けた普及啓発を行った。

県内の小中学校や県立学校を対象とした残食率調査を行ったり、青少年教育施設で利用者の特性に応じたメニュー提供などを実施した。

令和4年度(2022年度)は、主催するイベント等でのチラシ配布実施や、食品ロス削減月間(10月)を中心に新聞、テレビ、フリーペーパー等で広くてまえどりや食べきり運動の周知啓発を実施するとともに、農林水産普及活動や、小中学校、青少年教育施設での取り組みを推進する。

#### 【取組】未利用食品の有効活用の推進

令和3年度(2021年度)は、県市災害対応職員用備蓄食料の賞味期限が切れる前に、訓練参加者へ配布したり、フードバンクに寄付した。研修会主任研修会でロー

リングストック法等の周知等を実施するなど有効活用を推進した。

子ども食堂運営支援を行うコーディネーターを配置し、企業等と子ども食堂とのマッチング支援に取り組んだ。

令和4年度(2022年度)は、県から県内事業所に呼び掛けてフードドライブを 実施し、子ども食堂運営支援を行うコーディネーターを介して子ども食堂に食品を配 布し、有効活用を推進している。

# 方向性3 県民運動の機運醸成

# 【取組】県計画に基づく各主体の連携した取組の推進

令和3年度(2021年度)は、県食品ロス削減推進計画策定のため、庁内に計画 策定会議を設置し、庁外有識者会議の意見を求めながら、本県の食品ロス削減につい て検討を行い、計画を策定した。

令和4年度(2022年度)は、関係課は引き続き取り組みを推進するとともに、 実施する事業の実績や計画を本審議会に報告する。また、有識者会議委員には、事業 実施においても引き続き助言や協力を求め、取り組みを推進する。

# 【取組】食品ロス削減に向けた情報の収集・共有

令和3年度(2021年度)は、食品ロス削減月間、食品ロス削減推進大賞等国等から提供されるイベントや、先進的な取組みの情報を収集し、ホームページなどで周知を図った。

令和4年度(2022年度)は、消費者庁が創設した「食品ロス削減推進サポーター」について、県内関係各所に周知するとともに、庁内でも募集を行い講座に参加しサポーター育成に協力した。また、県内優良事例に対して食品ロス削減推進大賞への申請を呼び掛ける等普及啓発を図っている。

# 議題

# (4) その他